

九州大学大学院研究テーマ型（環境保全）奨学資金運用細則

令和 2 年度九大細則第 6 号

制 定：令和 2 年 8 月 3 日

最終改正：令和 6 年 3 月 28 日

（令和 5 年度九大細則第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 篤志家による九州大学基金への寄附に基づく、環境保全を研究テーマとする学生に対する奨学資金の運用については、この細則の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この奨学金は、経済的に困窮している九州大学（以下「本学」という。）の大学院修士課程、専門職学位課程又は一貫制博士課程（以下「修士課程等」という。）への入学希望者に対して、入学後の修学支援を目的とする。

（奨学金の名称）

第 3 条 第 1 条の寄附により給付する奨学金を九州大学大学院研究テーマ型（環境保全）奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

（運営委員会）

第 4 条 奨学資金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学学生支援委員会をもって充てる。

（申請資格）

第 5 条 奨学金の給付を受けようとする者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の学士課程を卒業見込みの者で、申請年度の翌年度の 4 月に本学の修士課程等の 1 年次に入学を希望する者
- (2) 九州大学授業料免除等選考要項（平成 25 年 1 月 10 日学生支援委員会議決）第 8 条の 2 に規定する授業料免除基準を満たす者

（願書等の提出）

第 6 条 奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 所得及び世帯に関する書類

（奨学生候補者等の選考）

第 7 条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の候補者の選考は、運営委員会が設置する選考委員会において、面接審査等により人物及び家計状況を判定の上行い、3 名程度を奨学生候補者とする。

2 前項のほか、選考委員会は、前項により選考された者を除き、評価の高い順に 3 名程度を奨学生補欠候補者として選考する。

（奨学生候補者等の決定）

第8条 総長は、前条により選考された奨学生候補者及び奨学生補欠候補者を決定する。

2 総長は、前項により決定された奨学生候補者及び奨学生補欠候補者を運営委員会に報告する。

(奨学生の決定)

第9条 奨学生候補者は、申請年度の翌年度の4月に本学に入学することにより奨学生に決定されるものとする。

2 奨学生補欠候補者は、本学に入学した奨学生が3名に満たない場合に、評価の高い者から順に奨学生に決定されるものとする。

(奨学金の給付の期間及び額)

第10条 奨学金を給付する期間は、奨学生が在籍する修士課程等の修業年限を上限とし、給付額は年額100万円とする。ただし、当該修士課程等の修業年限が2年を超える場合の奨学金の給付を受ける期間は最大2年間とする。

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、6月及び11月に半年分を奨学生に給付する。

(他の奨学金との併給)

第12条 奨学生は、日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金を受給する場合は、本奨学金との併給を妨げない。ただし、その奨学金が他の奨学金との併給を認めない場合は、いずれかの奨学金を選択しなければならない。

2 奨学生は、九州大学基金から給付される他の奨学金との併給は認められない。

(奨学生の義務)

第13条 奨学生は年度末に奨学金の使途及び学修成果に係る報告書を総長に提出しなければならない。

2 奨学生は本学が指定する環境保全関連の事業を行う企業のインターンシップに参加しなければならない。

3 奨学生は学籍異動、住所変更その他重要な事項について変更があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の給付の廃止)

第14条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取りやめることとする。

(1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。

(2) 修了、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(3) 学業成績又は性行が奨学生として相応しくない状態になったとき。

(4) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき。

2 前項の場合において、既に奨学金の給付が行われているときは、奨学生に対し給付した奨学金の返還を求めることがある。

3 年度の中途において第1項による奨学金の給付の廃止が生じた場合は、その年度にお

ける奨学生の追加補充は行わない。

(奨学資金の運用の廃止)

第15条 奨学金に係る篤志家からの寄附が終了した場合は、次年度以降の奨学資金の運用を廃止するものとする。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年8月3日から施行する。

附 則 (令和2年度九大細則第16号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大細則第4号)

この細則は、令和5年8月22日から施行する。ただし、この細則による改正後の九州大学大学院研究テーマ型(環境保全)奨学資金運用細則第10条の規定は、第9条の規定に基づき令和5年度以降に奨学生として決定された者から、令和6年度より適用する。

附 則 (令和5年度九大細則第14号)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の九州大学大学院研究テーマ型(環境保全)奨学資金運用細則第14条第2項の規定は、令和6年度に奨学生として決定される者から適用し、令和5年度以前に奨学生として決定されている者については、なお従前の例による。